

F-35戦闘機配備計画及び外来機等による訓練強化に断固反対する意見書

新聞報道によると米海兵隊は、嘉手納基地にステルス戦闘機F-35の運用に備えた施設整備の計画と将来的な常駐を想定し、海軍が発表した2016会計年度(15年10月から16年9月)によると駐機場の新設、格納庫の改築、避雷器や通信設備の整備を挙げている。現在、嘉手納基地には主な常駐機種としてF-15イーグル戦闘機(54機)を含め8機種、約100機以上が常駐配備されている。

さらにAV-8Bハリアー攻撃機、F-22Aラプター戦闘機等6機種余りがそれぞれ3ないし4カ月間、12機から15、6機が周期的に暫定配備されている。これらはF-15戦闘機のグアム訓練移転時に配備され嘉手納基地から特別な日以外は騒音、悪臭がなくなることはなく、毎年屋良地域において70デシベル以上の騒音発生回数が月平均2,000回、そのうち100デシベル以上の騒音も測定されている。

また、嘉手納ラプコン管轄空域(進入管制)嘉手納を中心に半径80.5キロ、高度6,096メートル内での特に嘉手納町、北谷町、沖縄市上空での飛行訓練は空域の狭さゆえ危険を禁じえない。さらに、緊急着陸も頻発している現状を鑑み、基地強化に繋がるこれらの計画の撤回と外来機の飛来は断じて容認できない。

平成22年5月の日米安全保障協議委員会(2プラス2)の嘉手納町の騒音軽減策がもはや形骸化したと言わざるをえない。改めて日米両政府に対して確実に履行することを強く求める。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し断固反対し抗議するものである。

記

1. F-35戦闘機等の嘉手納基地への暫定配備計画を即時中止すること。
2. F-35戦闘機の駐機場及び格納庫整備計画を即時中止すること。
3. 騒音防止協定を遵守し、嘉手納町の騒音軽減を確実に実施すること。
4. 嘉手納基地の負担軽減を具体的に実施し、これ以上の機能強化をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年2月9日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長 沖縄県知事